

銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定

銀河連邦を構成する、秋田県能代市、岩手県大船渡市、神奈川県相模原市、長野県佐久市、鹿児島県肝付町及び北海道大樹町(以下「銀河連邦市町」という。)は、相互の行政域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した場合において、被災自治体の要請にこたえ、応援対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する銀河連邦市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された銀河連邦市町は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した銀河連邦市町の負担とする。ただし、銀河連邦市町間の協議によっては、この限りではない。

- 2 応援を要請した銀河連邦市町が、前項に規定する経費を支出する時間的余裕がなく、かつ、応援を要請した銀河連邦市町から申出があった場合は、応援を要請された銀河連邦市町は、一時、立替支出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 銀河連邦市町は、第2条の規定による要請を確実かつ円滑に行うため、防災担当課長等をもって、連絡責任者に充てるものとする。

(体制の整備)

第6条 銀河連邦市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、銀河連邦市町相互で協議して定めるものとする。

(発効)

第8条 この協定は、平成22年4月1日から発効する。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

秋田県能代市長 (署名 ・ 印)

岩手県大船渡市長 (署名 ・ 印)

神奈川県相模原市長 (署名 ・ 印)

長野県佐久市長 (署名 ・ 印)

鹿児島県肝付町長 (署名 ・ 印)

北海道大樹町長 (署名 ・ 印)